

別表 2（第 4 条関係）

会費の徴収基準、払込の方法及び納期

1. 会費徴収基準

(1) 普通会費

(単位：円)

区 分	個人企業	法 人 企 業				
資本金	* *	300万	500万	1,000万	2,000万	2,000万
従業者数	* *	以下	以下	以下	以下	超
1 人	6,000	16,000	18,000	20,000	24,000	28,000
2 人	8,000	16,000	18,000	20,000	24,000	28,000
3 人	10,000	18,000	22,000	24,000	28,000	32,000
4～5 人	12,000	20,000	24,000	28,000	32,000	36,000
6～10 人	16,000	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000
11～15 人	22,000	28,000	32,000	36,000	40,000	44,000
16～20 人	26,000	32,000	36,000	40,000	44,000	50,000
21～30 人	30,000	36,000	40,000	44,000	50,000	56,000
31～50 人	34,000	40,000	44,000	50,000	56,000	62,000
51～100 人	38,000	44,000	50,000	56,000	64,000	64,000
101人以上	42,000	50,000	56,000	62,000	64,000	66,000

(2) 特別会費

- ①第一種大規模小売店舗（店舗面積3,000㎡以上） 180,000円以上
- ②第二種大規模小売店舗（店舗面積500㎡～3,000㎡未満） 100,000円以上
- ③商業施設の管理運営会社（50店舗以上） 200,000円以上

(3) その他

- ①会費算定基準日は毎年4月1日とする。
- ②新規加入者については、月割計算とする。
- ③従業者数とは、法人役員、個人事業主、家族従事者、
従業員（パートタイマー等は1名で0.5人として換算）の合計数とする。

2. 会費の払込み方法

- (1) 会費は原則として、銀行等口座振替（自動振替）により払込みするものとする。
- (2) 上記（1）が出来ない場合は、会員が直接事務局に納付するか、
又は本会指定の銀行口座に払込むものとする。
- (3) 会長は、役員又は職員及び委託集金人を派遣して会費を徴収することができる。

3. 会費の納期

毎事業年度4月1日より9月末日までとする。